(一) 道路の種類及び路線名　一般国道　四十二号
占用を制限する区域　御坊市湯川町丸山字楠本一番八から同市湯川町丸山字蛭ケ崎一〇二番七まで
(二) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(三) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(四) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月二十一日
(五) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
中国地方整備局長　丸山　隆英
(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十四号及び百八十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
安芸高田市八千代町佐々井字水無九七番三から同市八千代町勝田字上恩地一六二六番六まで	前	九・四八～三八・一九	〇〇・二五五	
	後	一二・七八～一九・三八	〇〇・二五五	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
中国地方整備局長　丸山　隆英
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十四号及び百八十三号　安芸高田市八千代町佐々井字水無一番一から同市八千代町勝田字上恩地一六二六番六まで　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○中国地方整備局告示第三十三号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
中国地方整備局長　丸山　隆英
(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鳥取県岩美郡岩美町大字本庄字縄手下七七番八から鳥取市福部町湯山字宮代五七二番三まで	前	八・一〇～九六・〇〇	七・七五七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B 前	一〇・〇〇～一九・〇〇	七・九八二	
	後	B 一〇・〇〇～一九・〇〇	七・九八二	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十号

吉野川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十二年四月一日付けで告示された建設省告示第千二百九十号を次のように改める。
関係図面のうち、第五十六号図を次のように改める。
その関係図面は、四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日
四国地方整備局長　名波　義昭

○四国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
四国地方整備局長　名波　義昭
(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
吉野川市山川町堤外三一番一から同市山川町堤外三番五地先まで	前	一二・三七～一九・二一	〇〇・一七〇	
	後	一三・二二～二二・三八	〇〇・一七〇	
吉野川市山川町中須賀一〇七番一から同市山川町中須賀三八番二まで	前	一二・一四～一四・二〇	〇〇・一三五	
	後	一三・〇二～二八・五九	〇〇・一三五	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
四国地方整備局長　名波　義昭
(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
三豊市豊中町本山甲字新田一八〇四番一から観音寺市古川町字切石二三八番一まで	前	一〇・三六～四八・六九	〇〇・八四〇	
	後	二九・八〇～六一・〇一	〇〇・八四〇	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日
四国地方整備局長　名波　義昭
(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号及び百九十七号並びに三百八十号